

茨城工業高等専門学校奨学金規則

〔 令和5年11月14日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）が学生（本科生及び専攻科生）を対象に実施する給付型奨学金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物的にも優れた者に対して給付することにより、学生の勉学意欲及び修学環境の向上を図ることを目的とする。

(奨学金)

第3条 奨学金は、本規則の目的に賛同して寄附された寄附金及び独立行政法人国立高等専門学校機構学校創立記念等事業寄附金を原資とする。

(取扱い)

第4条 奨学金の詳細は別に定める。

(審査及び決定)

第5条 校長は、学生委員会の議を経て、奨学生の採用を決定する。

2 校長は、採用が決定した奨学生について、文書により本人に通知する。

(採用の取消)

第6条 校長が学生を奨学生として不適当と認めた場合には、校長は奨学生の採用の取り消しができる。

(他の奨学金等との重複)

第7条 奨学生が他の奨学金等を受給すること及び授業料免除等許可者となることは妨げない。

(奨学金の事務)

第8条 奨学金の事務は、学生課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年11月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。